

ソーシャルインパクトボンド  
パイロット事業  
(横須賀市における特別養子縁組事業)

# 成果報告と提言

2016年10月

日本財団  
一般社団法人ベアホープ  
一般社団法人 RCF

## 目 次

1. はじめに .....	3
2. 事業概要と成果報告 .....	4
3. 学びと今後に向けた提言	
ポイント 1 最終的な経済指標のみならず、中間指標を設ける必要がある .....	7
ポイント 2 福祉領域特有の非経済的指標設計は政府の関与が必要 .....	8
ポイント 3 官主導による、被益者観点でのケース対応時の判断基準設計が急務 ..	9
ポイント 4 特養のケース/ニーズ対応には、官民連携が必要不可欠 .....	10
4. まとめ .....	12

## 1. はじめに

特定の大人との継続的な愛着関係のもと育てられる生活環境が、子どもの成長ひいては将来的な自立において重要な役割を果たすことは世界的に広く認識されている。しかしながら、産みの親が育てることが困難である要保護児童は国内に4万6千人にのぼり（2015年時点）、その多くが乳児院や児童養護施設で生活している。児童福祉法上、養育に困難を抱える家庭への支援は、家庭で育てる「家庭養護」と施設で育てる「施設養護」の2つに大別されるが、施設養護に偏重しているのが日本の現状である。<sup>1</sup>

厚生労働省は、今後10数年で里親委託を3割以上に引き上げる目標を立てている。他方で、「家庭養護」を実現するための施策として、特別養子縁組という制度も推進されている。

特別養子縁組は、生みの親(実親)の子ども(6歳未満)への親権を絶ち、新たに育ての親(養親)に親権を与えることで、継続的な家庭養護を実現する制度である。これまで、愛知県児童相談所や一部の民間団体が推進されてきたものの、全国の自治体に敷衍するまでには至っていない。

現在、里親希望者や養親希望者は増えている。だが、所管する児相は、虐待対応などに追われ、手が回らないのが現状だ<sup>2</sup>。一方で、特別養子縁組は近年、民間団体が推進してきた分野である。従って、官民連携で特別養子縁組を推進することは、要保護児童の安定的養育を実現するために有意義な取り組みとなるのではないか。こうした狙いのもと、ソーシャル・インパクト・ボンド<sup>3</sup>を活用して当事業(パイロット事業)が開始された。

---

<sup>1</sup> 日本全体の0歳児をめぐる状況は次の様になっている。生後1か月未満の乳児院への新規措置件数は367件(2011年)。虐待死の認知件数は、概ね年間50~60人で推移しており、そのうち0歳児が20~30人を占めている。虐待や新生児遺棄の主要因は、「望まない妊娠」と「若年妊娠」の2つと言われている。他方、中絶件数は、年間およそ20万件に上る。

<sup>2</sup> 児相に登録している養子縁組里親希望世帯数は3,072世帯(出所:厚生労働省「社会的養護の現状について」,平成27年度末時点)。他方で、特別養子縁組成立件数は513件(引用元:裁判所「司法統計」,平成26年)。また、厚労省研究班の調査によれば、全国の子相のうち、特別養子縁組を前提とした里親委託を行わなかった児相は約40%(平成25年度)。

<sup>3</sup> SIBとは、社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法。民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払う。SIBに適した事業の要件は、「将来起こり得る問題を未然に防ぐ事業であること」、「高い効果を期待できる新しい事業であること」とされている。(参照元:Social Impact Bond Japan)

## 2. 事業概要と成果報告

### (1) 横須賀市の課題認識

横須賀市は人口減少、少子高齢化が進む中、子ども、結婚・子育て世代が住んでいてよかったと思えるまちを目指してもいる。現在、市内で社会的養護を必要とする子どもが165人（平成27年3月末）おり、施設養護による課題も指摘されている。さらに、市には児童養護施設が2つあるが、定員を超えており、市外の施設も利用している状況だ。

上記の課題に取り組む上で、吉田市長は家庭養護の必要性を感じており、これまで市として取り組んでいなかった特別養子縁組事業での民間ノウハウの活用が期待できることからソーシャルインパクトボンド（以下、SIB）を活用した特別養子縁組のパイロット事業導入に踏み切った。

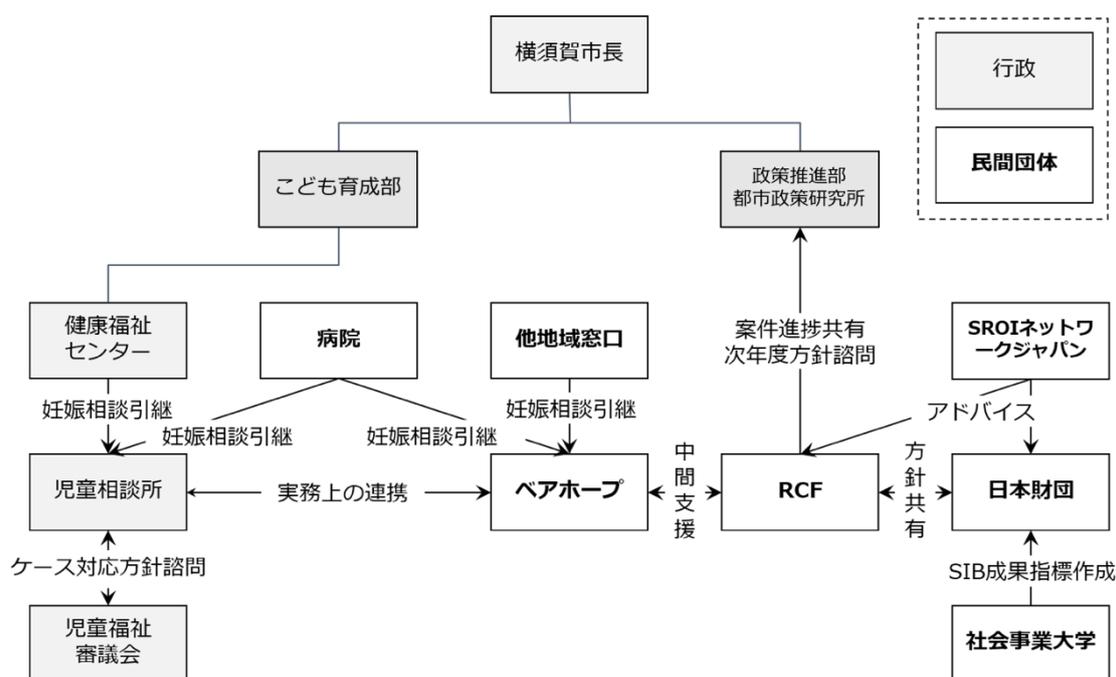
### (2) 取り組み概要

当事業は、望まない妊娠等で子どもを養育できない実親に対して特別養子縁組のマッチングを推進することによる家庭養護の促進を目的とした。また、家庭養護の促進を通じて、関連施設等の負担を軽減することも併せて目指した。

当事業では、横須賀市内の望まない妊娠に悩む実親と、市外の養親マッチングを主に行った。加えて、里親委託児童の特別養子縁組委託も対象とした。市内の縁組里親登録・研修のサポートや施設入所児童のマッチングも検討していたが、結果としては実現せずに終わった。

実行体制について、特別養子縁組の実行主体は（一社）ベアホープが担い、児童相談所や各種医療機関等と連携を行った。また、資金提供者は日本財団が担った。成果に応じて行政が事業費と成果報酬を後から支払うのがSIBの本来の仕組みだが、当事業はパイロット事業のため、日本財団からの資金提供の下、成果に関係なく自治体からの支払いは生じていない。

その他、日本財団・RCFが中間支援を担い、便益および社会的インパクトの計測を担う第三者評価を日本社会事業大学が、評価アドバイザーはSROIネットワークジャパンが担った。（図）



(図) 当事業の組織体制と主なステークホルダー・プレイヤー一覧

期待成果について、当事業では年間4件以上の特別養子縁組成立を目指した。4件達成した場合の総便益は約3,460万円、総事業費約1,830万円。行政収支は1,630万円の改善を見込んだ。<sup>4</sup>

社会的インパクトの面では、子どもが温かい家庭で育つこと、副次的には横須賀市の里親委託率向上、中長期的には、将来的な児童虐待や生活困窮者の発生抑止に寄与するとの仮説を立てた。

### (3) 取り組み成果(経済的インパクト、社会的インパクト)

当事業を通じた特別養子縁組成立件数は、3件であった。当初目標としていた4件には届かなかったものの、一定の成果が見られたといえる。これを経済的価値に換算すると、行政収支で523.1万円の削減であった(成果シミュレーションから算出される768.0万円(3件分)から、第三者評価により明らかになった行政人件費および管理費(244.9万円)を引いた額)。

他方で、成果指標を特別養子縁組の成立に限定したのは、妥当ではなかったといえる。当事業の中で、特別養子縁組の成立を目指した結果、家庭復帰が実現したケースおよび里親委託されたケースがそれぞれ1件ずつあった。これらは、家庭養護という目的に(部分的にせよ)適っている以上、中間的な指標を設けるべきであった。<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 成果シミュレーションは巻末のAppendixを参照。

<sup>5</sup> ポイント1にて詳述。

社会的インパクトに関しては、第三者評価を担う日本社会事業大学の評価報告書にて詳述されている。事業の実施中途段階から、日本社会事業大学のみならず中間支援団体・評価アドバイザーの中でも社会的インパクトの検討がなされた。家庭養護の実現により、生活困窮リスクの低減、犯罪リスクの低減、精神疾患リスクの低減などが想定された。これらは推計値として、中長期的な社会的費用の減少にもつながることが判明した。

#### (4) 見えてきた課題と今後に向けた気付き

今年度の事業を通じて、想定していなかった連携上の課題や、今後に向けた気付きがあった。主な気付きを次項以降で4つのポイントに絞って述べることにする。ポイント1・ポイント2では、「児童福祉分野におけるSIB活用」という観点から、その意義と課題、解決策を検討し、ポイント3・ポイント4では、「官民連携での特別養子縁組推進」という観点から、その意義と課題、解決策を検討する。

### 3. 学びと今後に向けた提言

#### ポイント1 最終的な経済指標のみならず、中間指標を設ける必要がある

事業の成果を明確化し、その成果に応じた支払いを行うことが SIB の特徴である。本パイロット事業では児童の家庭養護の促進という事業の目的に基づき、特に横須賀市がこれまで実施してこなかった養子縁組の推進を事業の目標として設定した。当初はベアホープの活動の結果、養子援組ではなく里親委託に至ったケースも家庭養護の促進という観点からは本事業の成果に含めることも検討したものの、里親委託については既に市の事業として実施しており、成果の棲み分けが難しいとの児童相談所からの指摘があり、本事業の成果としては考慮しないこととした。

成果目標の設定について児童養護分野に特有の難しさとして、対象となる母子にとって最善の解決策が一つに限られず、また、流動的であることが挙げられる。

例えば、望まない妊娠をした女性から相談があった場合、当然ながら常に養子縁組が最善の選択とは限らず、適切なサポート体制を整えることで実母が育てることを選択する場合もあれば、将来的な家庭再統合の可能性があれば養子縁組ではなく里親委託や一時保護が望ましいケースもあり、ベストな選択肢は個別の状況により判断される。また、一時的に施設で保護を行った上で家庭再統合へ移行する、一時的な里親委託を経て養子縁組に移行する、といったように対処が流動化することもある。

こうしたことを考慮すると、今回のパイロット事業のように養子縁組の成立件数のみを成果指標とすることで、事業者が養子縁組を不当に勧奨してしまう、無意識に養子縁組の優先度を上げてしまうといったリスクが発生するであろう。また、最終的に養子縁組に至らなかった場合に、それまで母子のウェルビーイング向上の為に行われたカウンセリングや他の公共サービスとの連携、自立支援のアフターケア等の事業者の活動が正当に評価されないという課題もある。

従って、今後児童養護の領域で SIB を実施する場合は、上述したような成果の多様性や流動性を考慮した評価指標と支払い条件の設計を行う必要があるだろう。例えば、養子縁組の成立という成果に至るプロセスの中で初期的、中間的アウトカムを設定し、段階的に事業の成果を測ることも検討できる。

また、実母とのカウンセリングやアフターフォロー等、成果に至る過程に発生する業務で必ずしも養子縁組の成立に直結するとは限らない活動については定額支払いとして必要なコストを担保し、養子縁組の同意を得た後に発生する活動については成果連動とするといった二段階の支払いスキームも考えられる。

本事業の目的はあくまでも家庭養護の促進とそれによる実母と児童のウェルビーイングの向上であり、手段としての養子縁組の推進が目的化しないように、また、大目標の家庭養護促進の為の事業者の活動の価値が正当に評価されるように、成果指標の設計を工夫する必要がある。尚、SIB を導入して官民連携で養子縁組を推進する場合でも、最終的に児童相談所が委託の意思決定を行うことには変わりはなく、SIB 事業としての成果に留まらない多面的な影響と、より高次の社会的意義を考慮して判断が行われるようなプロセスが担保されていることが想定され、実際には受益者にとっての便益を無視して養子縁組が行われるリスクは低いと考えられる。

## ポイント 2 福祉領域特有の非経済的指標設計は政府の関与が必要

社会的事業の評価とは本来的に価値中立的ではなく、完全な客観性を担保することは不可能である。本事業についても望まない妊娠によって生まれた児童にとって施設での一時保護、家庭再統合、里親委託、養子縁組と複数の選択肢がある中で、個別のケースの特殊性を考慮しながら最適な対処方法を決定することとなる。また、いずれの選択肢を採った場合でも、愛着形成や児童の健全育成等、ウェルビーイングを測る指標は確立されておらず、現状では SIB を導入しようとする自治体が中間支援組織や評価の専門家と相談しながら個別に設定することになる。

上述したとおり、評価は完全な客観性を確保することが難しいことから、自治体にとっては独自に評価項目とそれに基づく成果連動支払いの条件や金額を決定する必要があり、その根拠や決定理由について庁内の関係部署、議会、外部諮問機関等のステークホルダーへの説明に苦慮する場面が見受けられた。評価指標設定に関するこうした手間とコミュニケーションコストは自治体が SIB を推進する上でハードルになっているのが現状である。

本事業についても、養子縁組推進における民間事業者との連携方法や権限委譲の範囲、事業の成果の測定方法、他の自治体との連携に際しての基準などについて政府の指針が存在しない中で、横須賀市が前例の無い事業について個別の判断を行う必要があり、結果的に意思決定の遅れやコミュニケーションコストの増加などを引き起こした。

従って、児童福祉分野のように福祉的観点から慎重な判断が求められる領域については、政府が主導して成果指標の設計を推進していくべきではないか。愛着形成やウェルビーイング等のアウトカムを測る指標を政府と自治体、民間事業者が協働で設定し、モデル的に事業評価を行い、評価結果を検証・改善することを繰り返すことによってより実態に則した有益な成果指標の整備が可能になるだろう。こうした指標を活かして成果連動支払いの条件、支払額等も省庁で基準を設定し、それに応じた事業を官民連携で実施することが見込まれる。

### ポイント3 官主導による受益者観点でのケース対応時の判断基準設計が急務

要保護児童に係る特別養子縁組事業では、最大の被受益者が、自己で意思決定・意思表示出来ない、あるいは難しい児童であるため、透明性の確保と福祉的評価への困難性が特徴である。その為、ケースに対して、何をどうすべきか等の判断には慎重にならざるを得ず、行政が扱っているケースに民間団体が協働して関わる事への難しさへと繋がっていたと考えられる。特別養子縁組が子どもの最善の利益の為の制度である事への理解は官民一致していても、各ケースで何をもちて子の最善の利益とするのかなど、具体的な根拠がないまま判断を求められる場面も少なくない。

加えて、今回の取り組みは単独での特別養子縁組を行っていない自治体との協働であったため、関係機関の制度そのものに対する理解や認知への対応という、実質的なケース対応外の課題も小さくはなかった。児童相談所の現場職員の初年度の業務負担は、想定より大きかったかもしれない。

しかしながら、民間事業者との連携に対して行政機関が慎重になる最大の理由は、民間事業者の信頼性の担保がなされていない事である。事業者との連携で養育不調や事故などがあった場合の責任の所在などを考えると、福祉的評価指標の構築がない中、子どもの一生を左右する事業を信頼性が不透明な民間事業者と行っていくには、あまりにも責任の重い事業だと行政機関が感じて不思議はない。また、各ケースの扱いを見ても、官民での判断基準に差異が出た場合、「どのような選択をすれば子どもにとって最善の福祉と言えるのか」など、不透明性の高い児童福祉分野の事業における、福祉的な質の担保についての課題は大きい。民間事業者に対する信頼性の確保、行政による社会的養護下の児童の取り扱いの透明化、事業全体の福祉的質の担保などに向けて、評価指標の構築は必須である。

ケースの多くは、実親、子、養親、親族など、養子縁組事業の受益者のニーズが相反しており、それぞれの利益や権利が一致しない、したがって、当事者や関係者がジレンマを感じやすく脆弱性が高くなるという特徴がある。実母が未成年である場合や障害者手帳保持者であった場合にどこまで実母本人の意思を尊重するのか、あるいは長期にわたる不妊治療を継続したが妊娠に至らず、特別養子縁組が唯一「親」となれる選択肢である夫婦に、どこまで子どもの健康的リスクや環境的リスクを負わせることが許容されるのかなど、センシティブな課題を内包するケースは少なくない。

最終的には裁判所がそれぞれのケースに対して、特別養子縁組という身分行為が適当であるかを判断していくが、それまでには児童相談所や民間事業者が、養親の適格性の審査・選定、子の要保護性の調査、養親子の適合性判断を行いつつ、医療や他の行政窓口などと連携して、子どもの養親宅への委託を可能にしていかなければならない。したがって、すべての関係者が判断基準を共有し、それぞれの役割を明確にしていく事が必要である。特に民間事業者が委託に携わった場合は、児童相談所の管外への委託となる場合が多い。

結果として、民間が関与するケースにおいて、児童相談所が通常とは異なる手順を踏む必要が生じ、他所との間でケースの扱いについて苦慮する場面も見られた。

また、養育里親に求められる最低基準が明文化されていることを踏まえれば、養親になるために何らかの基準をつくることも、養親の適格性について官民で判断軸を共有する上で重要だと考えられる。SIB パイロットケースの実践の中から、現場レベルでの官民連携に関して最低限必要な課題は見えてきており、取り組み可能な実践手順の設計や書式の共有などはすでに一部試みられている。しかしながら、子どもの福祉を徹底して担保する養子縁組を官民連携で推進していく為には、ケースに関しての判断基準を示す国からのガイドラインが必要だと考える。

加えて、前述のように、特別養子縁組事業の対象者は常に複数（子、実親、養親、親族など）であることに加え、昨今の社会情勢の変化から、取り扱うべきケースが複雑化、個別化してきていることは明白である。このようなケースを複数の関係機関が円滑に取り扱う為には、マニュアルやガイドラインのみでは十分であるとは言えない。既に脳卒中事例などで利用されている院内および地域連携クリティカルパス<sup>6</sup>のような、タイムラインの中で各作業に必要な手順や時間を見積もり、求められている役割や作業を予測できるクリティカルパスの構築が急務であると言える。

#### ポイント4. 特養のケース/ニーズ対応には、官民連携が必要不可欠

ポイント3において、官民連携での特別養子縁組推進に向けた課題の難しさを述べた。その一方で、官民連携を行う事で確保できると考えられる福祉的意義を鑑みると、今後も引き続き上記課題に取り組み、官民連携を推進する十分な理由があると考えられる。

児童相談所は福祉分野の中で数少ない措置権者であるため、すべての作業に多くの段階的手順が設けられている。妊娠期からの相談支援を行う場合にせよ、一時保護児童ケースにせよ、出産までの期間や措置期間はあらかじめ規定されており、支援できるのはその期間に限られる。したがって迅速な判断と対応が求められるにも関わらず、踏むべき作業が多いことで、素早い対応が困難であった。また、基本的に管区内で事業を行うため、子どもが実親から地理的に離れている方が好ましいと考えられるケースにおいても、管区内で委託するケースが多い。

官民連携を行う事で、まず、妊娠ケースや養育困難ケースへのアウトリーチが、児童虐待防止をも視野に入れた形で可能となる。次に、電話や面談のみならず、様々な連絡方法

<sup>6</sup> クリティカルパスとは、スケジュール表(パス表)を利用して医療の介入内容を最適化したもので、評価・改善を行うことで医療の質を向上させるマネジメントシステムである。医療の現場に用いられる場合、「クリニカルパス」と呼ばれることもある。

を用いた 24 時間の相談受付体制の確保も可能になる。さらに、養親候補者を全国レベルで確保できるため、管外とのマッチングが検討可能となり、子どもの最善の利益に向けた選択肢が大幅に増える。

児童相談所が出来ないから民間事業者が介入するのではない。より福祉的に優れたケース対応の実現に向けて、臨機応変に、個別ニーズに対応しやすい体質を持つ民間事業者との連携が不可欠なのではないだろうか。

他方で、昨今、児童相談所職員の過酷な業務負担についての課題が多く挙げられている。児童福祉法の改正に関わる議論もなされており、その業務配分が改善されるべきだとの認識は共有されていると思われる。子どもが家庭で育つ権利を守るために、特別養子縁組を推進していく事が急務である一方で、今まで特別養子縁組業務を行ってこなかった児童相談所が、一から業務を始める負担についても考慮されるべきである。

民間事業者においては、ケースワーカーの異動が基本的に発生しないため、中長期にわたる対象者とのやり取りが可能である上、経験の積み重ねが容易である。官民連携により、児童相談所の業務負担の軽減を図り、柔軟な取り組みで要保護児童である子ども達の利益を追求したい。

あまり注目されていないが、子どもを養子縁組委託する実親は、子どもが要保護児童であると同時に、自身も福祉的要支援者でもある。しかし、子どもが存在しないところで実親ともはや関わる事のない児童相談所単機関では、子どもを委託した後の実親の支援が困難である場合も多い。社会福祉的な視点でケース全体を鑑みると、養子縁組は、要支援者である実親の生活へ介入し、自立への支援を開始する絶好の機会である為、民間事業者のように支援者の変更なく支援できる体制を是非利用していただきたいと考える。

## 4. まとめ

日本においてソーシャルインパクトボンドを推進する意義は主に以下の三点にあると言える。

1. 官民連携で公共サービスの提供を行なうこと
2. 成果指標を開発し、事業の成果を可視化すること
3. 成果に応じた資金の流れを生むこと

政府や自治体の財政が逼迫する中で、無制限に公共サービスを拡大できる状況ではないことは明白である。一方で、虐待の増加、望まない妊娠による遺児や、子どもの貧困の顕在化など、児童福祉の領域でますます多様化・複雑化する課題への対処は一刻の猶予も無い状況である。

こうした状況を鑑みて、顕在化したニーズに対処するのみではなく、その課題を生み出している構造的な問題を改善し、取り除いていくようなアプローチが求められていると言える。

その為には、従来の児童福祉の担い手である自治体だけではなく、地域社会、民間団体、大学等の多様な担い手が協働して課題解決に当たらなければならないことは既に自明のことだと言えるだろう。ソーシャルインパクトボンドは公共サービスの一部を民間に委託し、民間ならではの新しい取り組みや思い切った施策を実施、その成果を可視化し、成果に応じた税金の支出を行うことでより根本的な課題解決に繋げようとするものである。

今後、こうした成果志向の官民連携事業を行っていくためには、大前提として官民連携の素地を作ることが肝要である。本パイロット事業を通じて、児童福祉行政に民間が介入することへの根強い不信・不安が行政のみではなく周辺のステークホルダー（有識者、医療機関等）にも存在することが明らかになった。こうした心理的反発や文化的対立は、継続的な対話をしながら協働を続けていく中で相互の信頼関係を築き、連携の実績を積み上げていく以外に、乗り越える術は無いように思われる。また、NPO、社会的企業、財団等の民間事業者としても、自身の事業の質を高めると同時に、説明責任、透明性の担保など、他のステークホルダーから信頼を獲得し、連携を行う為の組織基盤を整備していくことも求められる。セクターを越えた協働を促す中間支援組織、コーディネーター的な存在の重要性も改めて強調したい。

横須賀市では本パイロット事業を踏まえて、2016年度から引き続きベアホープと連携することが決まっており、今後更に協働体制が発展し官民連携モデルの確立が望まれる。

先述の通り、SIBの目的はあくまでも社会課題を官民連携で解決し、且つ成果志向で実施することにある。日本においては公的コストの削減効果というSIBの特徴の一つに過剰

な注目が集まっているが、コスト削減はあくまでも事業の結果に過ぎず目的ではないことを強調したい。官民が連携して公共サービスの質の向上と社会課題解決の為の取組を推進することが一義的な目標である。他方、財政が逼迫する中で無尽蔵に公的支出を増やせるわけではない中で、義務的経費の負担を中長期的に低減することで経済的にも便益を生むかどうかを確認することが事業の設計に組み込まれているのが SIB の特徴である。

また、成果の可視化に向けて、妥当な成果指標を整備することが肝要であるものの、SIB 推進の目的はあくまでも政策執行にあり、成果指標の学術的な妥当性を担保することが必須ではないことも注意が必要である。事業の成果に対して民間事業者がどの程度貢献したのか、将来的に見込まれる便益はどの程度か、といった論点は当然精査されるべきではあるものの、最終的な意思決定は市民の生活の質が向上し、公益の増進が図られるか、という政府・行政としての最上位のビジョンに拠るべきである。

2010 年に英国で導入されて以降、世界中で 40 件以上に拡大している SIB だが、その形式と内容は刻々と変化・多様化している。日本においても元々のスキームに囚われず、地域や課題領域の個別性に応じて現場レベルで柔軟な変更がなされるべきであろう。官民連携で成果志向の事業を実施していく為の一ツールとして、現場での無数の実験の繰り返しの中から日本版の SIB の具体化と進化が起こることを期待したい。

# Appendix

## ■成果シミュレーション詳細

**支出** 総事業費; 18,297,600円(税抜/内訳は次頁)

### 便益

養子縁組の成立1組あたりの便益を以下のように算出する。期間は高校卒業年齢まで(乳児院2年・児童養護施設16年または里親・ファミリーホーム18年)と仮定

※詳細な計算表は別紙参照(金額は税抜)

項目	費目	月あたりの市負担額(※1)	措置率(※2)	金額(税抜)(※3)
乳児院(2年分)	事業費	55,173	93.75%	1,216,565
児童養護施設(16年分)	事業費	47,566	93.75%	6,416,020
里親(18年分)	事業費	85,317	4.17%	555,428
ファミリーホーム(18年分)	事業費	145,104	2.08%	471,193
	合計			8,659,204

**1名あたり便益(18年分); 8,659,204円**

**4名あたり便益(18年分); 34,636,818円**

**行政収支: 16,339,218円(4名あたり便益から総事業費を引いたもの)**

※1. 変動費のみ/2.横須賀市の児童相談所開所以来の1歳未満の乳児の措置先割合/※3.現在価値の割引率を年4%として計算

## ■ケースの個別概要

基本的なケースの実践手順として、児童相談所で受理した妊娠・養育相談に対し、親権者および親族による養育が不可能だと認められた場合、児相より施設養育、里親養育、養子縁組等の選択肢を相談者へ提示。相談者が希望した場合には、ペアホープが協働してケース対応していく事となっている。ペアホープが介入後の実親へのケアは児童相談所とペアホープが協働して実施、養親の育成・選定・マッチング及びアフターフォローは、主としてペアホープが行った。なお、養親と子どものアフターフォローは、子どもが16歳になるまで、継続的にペアホープが担うこととなる。

### □1 事例目

平成27年3月、未成年の実母と祖父母より、生まれてくる子の養育は不可能だと児童相談所へ来所相談があった為、特別養子縁組制度及びその他の制度について選択肢を提示。本人の希望により、ペアホープとの相談を開始した。複数回にわたる面談や家庭状況調査をした上で、実母と親権者である母方祖母の養子縁組への意思を確認できた為、5月に出産後、ペアホープを介して退院日に養親宅へ子どもが委託された。本ケースは、平成27年8月に家庭裁判所へ特別養子縁組の申し立て、平成28年1月に特別養子縁組が成立した。子の委託後も、未成年である実母は継続して支援の必要が認められたため、ペアホープで支援にあたった。

### □2 事例目

平成 27 年 9 月、市関係機関経由で現在妊娠中だが、出産後に養育困難が予想されるとしてケースについて連絡あり。その後、実母本人と母方祖母が来所相談に訪れ、ベアホープとの面談を希望した為、10 月よりベアホープ協働で面談開始。連携機関とサポートチーム会議を定期で開催しつつ実母の支援を行い、平成 28 年 1 月に出産・委託となった。現在家庭裁判所へ特別養子縁組を申立中である。

### □ 3 事例目

平成 27 年 12 月、養育里親宅へ委託中の幼児の実母より「子どもを戸籍から抜きたい」との相談を受け、所内検討及び弁護士への法律相談及びベアホープとの協議を実施しつつ養子縁組が可能である事を確認。実母、実父共に養子縁組へ同意した為に、養育里親の協力の元、本児を養親宅へ委託した。現在家庭裁判所へ特別養子縁組を申立中。

### □ 実親のもとに家庭復帰したケース

平成 27 年 5 月、妊娠中のシングルマザーより、児童相談所へ出産後の養育についての相談があり、母親の希望を確認した上でベアホープとの面談を開始した。母親の養育不安は高かったものの、養育が不可能な環境とは言えず、また縁組への意向も不安定さが認められた為、出生した子どもは一時保護をする事とした。現在は、子どもは家庭復帰を果たし、行政支援を受けつつ子どもの養育をしている。

### □ 親権者により引き取りとなったケース

平成 28 年 2 月、既に児童相談所の相談者であった未成年が妊娠し、本人とその母が来所相談を開始した。生活環境が不安定であった為、児相職員より特別養子縁組及びその他の行政支援を利用した選択肢を提示し、一度はベアホープとの面談への意向を示すものの、未成年本人が養育意思を示したところから、現在は出生した子の親権者である未成年の母が自宅へ引き取り、未成年と共に行政支援を得つつ子どもの養育にあたっている。

### □ 実親による引き取りとなったケース

平成 27 年 8 月、病院に配架されている「妊娠相談カード」を見た方から、妊娠中の子どもの養育についてベアホープへ相談があり、相談を開始した。家庭内 DV の懸念があった為に、児童相談所及び関係機関へ繋げ、生まれてくる子どもの養育についての支援体制を整備した。特別養子縁組は一つの選択肢ではあったようだが、現在は行政支援を受けつつ、自宅での養育を行っている。

## ■英国における里親推進 SIB 事業の概要

英国全域で 2013 年 10 月より実施されている、It's All About Me (IAAM) SIB の事例を紹介する。成果連動型かつ段階型の支払いとなっている点が特徴。

本編にて記述のポイント 1「最終的な経済指標のみならず、中間指標を設ける必要がある」を考察する上で参考となる可能性がある。（下表）

基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業領域：児童養護（里親委託）</li> <li>行政機関：全国11自治体が参加</li> <li>サービス提供者：里親委託団体7団体が参加</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいや人種マイノリティといった事情で里親委託が難しい子どもの委託推進</li> </ul>
提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親の発掘、トレーニング、マッチング</li> <li>24時間のサポート体制整備を含む委託後のフォローアップ</li> </ul>
成果連動支払条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録時：8,000ポンド（自治体と里親委託団体が対象の子どもの里親委託のニーズと推進計画に合意した時点）</li> <li>委託時：23,000ポンド（委託先のご家庭と子どもの受入に関して合意ができた時点。自治体の委託委員会の承認、児童サービス責任者の承諾書が必須）</li> <li>委託から1年後：6,800ポンド（独立評価者による健全な委託継続の確認書が必須）</li> <li>委託から2年後：15,800ポンド（独立評価者による健全な委託継続の確認書が必須）</li> </ul>

## ■ 当事業の写真

横須賀市児童相談所にて、児相から養親夫婦へ、子どもが受け渡された。以下は、その際の児相職員との集合写真(左上)、養親と子どもの写真(右上)、ご家族と子どもの写真(右下)。左下は、病院にて生まれたばかりの子どもを抱く、ベアホープの職員。

